| | | |
|---|---|---|
| 第九条第一項第二号 | 国内源泉所得に係る租税条約の相手国等 | 支払を受ける者に係る外国 |
| | 当該相手国等 | 当該外国 |
| 第九条第一項第三号 | 租税条約の規定に基づき当該所得税の免除 | 当該外国居住者等所得相互免除法第七条第一項の規定の適用 |

2　租税条約等実施特例省令第九条の十の規定は、法第七条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第九条の十第一項中「租税条約の規定に基づき軽減又は免除」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第三項の規定の適用」と、「第四条第十一項、第十二項前段及び第十四項（同項の規定にあつては、同条第十一項の規定により届出書を提出すべき場合を除く。）」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第三条第一項において準用する第四条第十一項及び第十二項前段」と、同条第三項中「第四条第十一項第十一号」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第三条第一項において準用する第四条第十一項第十一号」と読み替えるものとする。

（外国居住者等の内部取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続）

**第四条**　法第十条第一項の国税庁長官の確認は、同項の外国居住者等から国税庁長官への次に掲げる事項を記載した書面による申出を受けて行われるものとする。

一　当該申出をする者の氏名及び住所若しくは居所（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、氏名、住所又は居所及び個人番号）又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及びその事業が管理されている場所の所在地（法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号）

二　当該確認を受けようとする事情の詳細

三　その他参考となるべき事項

（外国関連者との取引に係る国税庁長官の確認を受ける場合の手続）

**第五条**　前条の規定は、法第十四条第一項の国税庁長官の確認について準用する。この場合において、前条中「の外国居住者等」とあるのは「の居住者又は内国法人」と、同条第一号中「管理されている」とあるのは「管理され、かつ、支配されている」と読み替えるものとする。

（配当等に対する所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出等）

**第六条**　租税条約等実施特例省令第二条第一項（第五号ホを除く。）から第六項まで及び第十項（第三号を除く。）から第十九項までの規定は、法第十五条第一項又は第二項の規定の適用がある外国居住者等対象配当等（対象配当等（同条第一項に規定する対象配当等をいう。次項及び第三項において同じ。）のうち、外国居住者等に係る外国（法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。）について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条第一項（第五号ホを除く。）から第三項まで、第五項及び第十項中「相手国居住者等配当等」とあるのは「外国居住者等対象配当等」と、同項（第三号を除く。）並びに同条第十三項（第一号を除く。）から第十五項まで、第十七項（第二号を除く。）及び第十八項中「相手国居住者等上場株式等配当等」とあるのは「外国居住者等上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第一項 | 相手国居住者等は | 外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下同じ。）は |
| | 法第三条の二第一項 | 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六条第一項 |
| | 当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定に基づき軽減又は免除 | 外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用 |
| | 当該租税条約の効力発生の日 | 適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。第十一項において同じ。） |
| 第一項第一号 | 氏名、国籍 | 氏名 |
| | 管理され、かつ、支配されている | 管理されている |
| | 係る当該相手国等 | 係る外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。） |
| 第一項第二号 | が当該相手国等 | が当該外国 |
| 第一項第三号 | 当該租税条約の規定に基づき租税の軽減又は免除 | 外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項の規定の適用 |
| | 配当（租税条約に規定する配当 | 対象配当（外国居住者等所得相互免除法第十五条第二十九項第一号に規定する対象配当 |
| 第一項第五号イからニまで | 国内にその源泉がある | 所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源泉所得に該当する |
| | 配当に | 対象配当に |
| | 利子（租税条約に規定する利子 | 対象利子（外国居住者等所得相互免除法第十五条第二十九項第二号に規定する対象利子 |
| | 利子で | 対象利子で |
| | 利子の | 対象利子の |
| | 使用料（租税条約に規定する使用料 | 対象使用料（外国居住者等所得相互免除法第十五条第二十九項第三号に規定する対象使用料 |
| | 使用料の | 対象使用料の |
| 第三項 | 配当、利子又はその他の所得 | 対象利子 |
| | 当該異動前に適用される租税条約の規定と異なる定めがある当該租税条約 | 外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項又は第二項 |